

墨田区監査委員公告第 4 号

令和 8 年度定期監査（第 1 回）の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により公表する。

令和 8 年 1 0 月 2 2 日

墨田区監査委員	岩 佐 一 郎
同	小 暮 和 敏
同	堀 内 芳 訓
同	はねだ 福 代

令和8年度 定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
9 監査結果 (1) 指摘事項 ア 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。 (イ) 事案の決定手続に誤りがあるもの a 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、課長の専決としているものがあった。(保健計画課) b 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、部長の専決としているものがあった。(子育て支援総合センター) c 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、部長の専決としているものがあった。(保健計画課) d 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、課長の専決としているものがあった。(保健計画課) e 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長の専決としているものがあった。(保健計画課、保健予防課、健康推進課)	9 監査結果 (1) 指摘事項 ア 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。 (イ) 事案の決定手続に誤りがあるもの a～e 墨田区事案決定規定に定める正当な決定区分により、追認処理を行った。 決定権者（事案決定区分）の誤りについては、各所属で毎年の指摘事項となっている。 今年度から内部統制に関する取組として職員向け啓発チラシを作成しており、その中で、各種事例や誤りが発生する原因や予防策を紹介して注意喚起などを行うことで、職員の意識向上を図り、事務処理が適切に行われるよう引き続き再発防止に努めていく。

令和8年度 定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
（１）適切な事務処理について 指摘事項については、起案文書の未作成が１事業所、決定権者の誤りが３課と２事業所において確認された。令和７年度の定期監査（第１回）では、起案文書の未作成が１課、決定権者の誤りが２課と３事業所であったため、指摘を受けた課・事業所の数としては横ばいであり、改善の傾向がみられない。今回の指摘事項となった事案は、１件５００万円を超える委託契約について、実施に関する起案文書が作成されていなかったものや、約１億１,０００万円の借上げ契約について、対象機器が変更になったことに伴う契約変更を行う際に、区長決定を行う必要があったにもかかわらず課長決定としていたものなどがあった。指摘した案件の歳出事業予算総額としては約１億８,７００万円となり、これだけ多額の予算に関する事案に事務処理の誤りがあったことについて、真摯に受け止める必要がある。 決定権者の誤りについては毎年確認されており、１つの課で複数の指摘事項があったほか、複数の課において同様の誤りがあったことから、これまでに組み込まれてきた全庁的な予防策は十分な成果につながっていないと言わざるを得ない。起案文書は、施策事業等の実施に関する意思決定の文書であり、決定権者の誤りは、その事案実施の根拠となる意思決定に瑕疵があったことを意味する。また、情報公開請求の対象となれば、原則公開の公文書であることも視野に入れるべきである。こうしたことを踏まえ、職員一人一人が立案者としての責任を意識し、	（１）適切な事務処理について 指摘事項における決定権者（事案決定区分）の誤りについては、各所属で毎年の指摘事項となっていることから、職員が適切に判断できるよう、これまでに規程の見直しを行うとともに、規程が分かりにくい箇所には、解説を付記し、質疑応答形式による事例集を作成して全庁共有している。 また、今年度から内部統制に関する取組として職員向け啓発チラシを作成している。その中で、各種事例や誤りが発生する原因・予防策を紹介して注意喚起などを行うことで、職員の意識向上を図り、事務処理が適切に行われるよう未然防止や再発防止に努めていく。 指導・注意事項における職員の休暇や旅費の申請については、今年度より庶務事務システムにおいて、ポップアップ表示等により注意喚起を促す機能を付加した。 事務処理方法の変更等に伴う事務処理上の誤りについては、各所属や関係課において個別指導などを適切に行っていく。

前例踏襲による漫然とした「やっつけ仕事」ではなく、根拠規程や手引・マニュアル等の確認を徹底するとともに、上司や文書取扱主任等がその権限と責任のもとにチェックする組織としての未然防止機能を十分に発揮できるよう、改めて全庁を挙げた再発防止策の検討に取り組まれない。

一方で、特殊勤務手当の誤支給事案は昨年度に引続き今年度も確認されなかった。各所管で改善に取り組まれた結果であり評価できる。今後も引き続き、未然防止に努められたい。

指導・注意事項については、職員の休暇や旅費の申請における入力ミス、現金出納簿や郵券等の受払簿の記帳漏れや誤り、契約関連書類の不備などが多く見受けられた。

これらのうち、職員の休暇や旅費の申請における入力ミスなどについては、庶務事務システムが更新されたことにより、今後減少していくことに期待したい。一方、会計管理室や契約課の事務処理方法の変更により、所管課の責任において行う事務処理が増加していることから、これまでとは違った事務処理上の誤りが散見されており、今後も増加することが懸念される。こうしたミスは、先述した組織としてのチェック体制の強化が不可欠であるとともに、事務スキルのレベルに応じた個別指導などにより、未然防止や再発防止に努められたい。

(2) 施設等の安全管理について

今年度は、避難経路の確保や消火器等の設置場所の管理などは適正に行われていた。

また、毒物及び劇物の管理についてもおおむね適正であったが、1校で薬品の種類・数量を確認する定期点検が行われていなかった。

施設の安全管理については、監査期間中に、他区の小学校に

(2) 施設等の安全管理について

施設利用者の安全を第一に考え、引き続き設備や機器の点検を定期的実施するとともに、事故発生時の対応訓練等により危機管理の意識向上を図ることで、安全管理の徹底に努めていく。

において火災が発生するという事案があったことから、本区でも起こりうる事案という意識をもって臨む必要がある。具体的には、定期的に学校や公共施設における設備・機器の点検の実施や職員等への使用方法の確認・周知を行うとともに、事故発生時の初動対応や避難対応等について訓練等を行うことにより、引き続き安全管理の徹底に努められたい。

令和8年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
ア 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続きが確認できないものや事案の決定手続きに誤りがあるものがあった。 (ア) 事案の決定手続きが確認できないもの a 委託に係る起案文書がないものがあった。(教育センター) (イ) 事案の決定手続きに誤りがあるもの e 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長の専決としているものがあった。(教育センター)	ア (ア) 当該契約について、実施についての起案文が見当たらなかったため、8墨教教セ第263号「令和7年度 契約締結請求に係る決定の追認について」により実施決定について追認した。 (イ) 追認により決裁区分の修正を行った。

令和8年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
（1）適切な事務処理について 指摘事項については、起案文書の未作成が1事業所、決定権者の誤りが3課と2事業所において確認された。令和7年度の定期監査（第1回）では、起案文書の未作成が1課、決定権者の誤りが2課と3事業所であったため、指摘を受けた課・事業所の数としては横ばいであり、改善の傾向がみられない。今回の指摘事項となった事案は、1件500万円を超える委託契約について、実施に関する起案文書が作成されていなかったものや、約1億1,000万円の借上げ契約について、対象機器が変更になったことに伴う契約変更を行う際に、区長決定を行う必要があったにもかかわらず課長決定としていたものなどがあった。指摘した案件の歳出事業予算総額としては約1億8,700万円となり、これだけ多額の予算に関する事案に事務処理の誤りがあったことについて、真摯に受け止める必要がある。 決定権者の誤りについては毎年確認されており、1つの課で複数の指摘事項があったほか、複数の課において同様の誤りがあったことから、これまでに組み込まれてきた全庁的な予防策は十分な成果につながっていないと言わざるを得ない。起案文書は、施策事業等の実施に関する意思決定の文書であり、決定権者の誤りは、その事案実施の根拠となる意思決定に瑕疵があったことを意味する。また、情報公開請求の対象となれば、原則公開の公文書で	（1）適切な事務処理について 指摘事項については、教育委員会の所管施設において、起案文書の未作成及び決定権者の誤りの事案が指摘された。 まず、起案文書の未作成については、職員に、すべての事業において実施する際は、組織としての意思決定を行う必要があることを改めて周知徹底する。また、予算が伴う事業については、担当係長や文書取扱主任等が予算書と突合する等、予算管理も合わせて実施するようにする。 決定権者の誤りについては、起案者による根拠規程等の確認や上司からの口頭による注意喚起のほか、担当係長や文書取扱主任が墨田区事案決定規程を常時手元に置き、確認しやすい環境にするなど、チェック体制を強化し、組織としての再発防止策を推進していく。 指導・注意事項については、職員の休暇や旅費の入力ミス、帳簿等の記帳漏れや誤り等が散見された。今後、職員に対しては各自によるマニュアル等の確認を徹底指導するほか、定期的に口頭で注意喚起する。また、組織としてのチェック体制を更に強化し、再発防止策を推進していく。 学校における事務処理については、指導・注意事項を校長会や副校長会等で周知し、重要事項やミスしやすい事項については重点的に指導する。教育委員会事務局職員が直接学校に出向いて、チェッ

令和8年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
あることも視野に入れるべきである。こうしたことを踏まえ、職員一人一人が立案者としての責任を意識し、前例踏襲による漫然とした「やっつけ仕事」ではなく、根拠規程や手引・マニュアル等の確認を徹底するとともに、上司や文書取扱主任等がその権限と責任のもとにチェックする組織としての未然防止機能を十分に発揮できるよう、改めて全庁を挙げた再発防止策の検討に取り組まれない。 指導・注意事項については、職員の休暇や旅費の申請における入力ミス、現金出納簿や郵券等の受払簿の記帳漏れや誤り、契約関連書類の不備などが多く見受けられた。これらのうち、職員の休暇や旅費の申請における入力ミスなどについては、庶務事務システムが更新されたことにより、今後減少していくことに期待したい。一方、会計管理室や契約課の事務処理方法の変更により、所管課の責任において行う事務処理が増加していることから、これまでとは違った事務処理上の誤りが散見されており、今後も増加することが懸念される。こうしたミスは、先述した組織としてのチェック体制の強化が不可欠であるとともに、事務スキルのレベルに応じた個別指導などにより、未然防止や再発防止に努められない。	ク・助言する等の指導は引き続き行っていく。

令和8年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
（２）施設等の安全管理について 今年度は、避難経路の確保や消火器等の設置場所の管理などは適正に行われていた。 また、毒物及び劇物の管理についてもおおむね適正であったが、1校で薬品の種類・数量を確認する定期点検が行われていなかった。 施設の安全管理については、監査期間中に、他区の小学校において火災が発生するという事案があったことから、本区でも起こりうる事案という意識をもって臨む必要がある。具体的には、定期的に学校や公共施設における設備・機器の点検の実施や職員等への使用方法の確認・周知を行うとともに、事故発生時の初動対応や避難対応等について訓練等を行うことにより、引き続き安全管理の徹底に努められたい。	（２）施設等の安全管理について 薬品の種類・数量を確認する定期点検の未実施については、児童、生徒及び利用者の安全安心のため、管理職等による確認を徹底するなど、校長会及び副校長会を通じて周知を図っていく。 施設の安全管理については、避難経路等の管理における指摘を受けた施設はなかった。引き続き、校長会等を通じて利用者の安全管理が第一であることを周知徹底する。 また、他区の小学校火災を受けて、改めて区内全学校・園において、平時使用しない倉庫等も含めた施設内点検を実施し、施設管理を徹底したところである。合わせて、消防法等に基づく各種手続きの確認を行うとともに、従来の児童・生徒に対する避難訓練のほか、救助袋を使用した教員向けの訓練を行うなど、改めて教員に対する訓練を行うことにより、安全管理の徹底に努めていく。